

西興部村  
高齢者保健福祉計画  
第9期介護保険事業計画  
＜令和6(2024)年度～令和8(2026)年度＞  
【概要版】



令和6(2024)年3月  
西興部村

## 計画策定にあたって

現在、わが国は人口減少・少子高齢化の一途をたどっており、高齢化率は増加し続けています。これまで目途としていた、団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年をいよいよ迎えることになり、今後、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれています。また、その先の令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、現役世代の急減とともに労働力不足が進行すると予測され、社会保障財源や介護人材についても深刻な不足を招くとされています。

このような動向を踏まえ、さらなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて高齢者保健福祉ならびに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営を目指し、「西興部村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)」を策定します。

## 計画の概要

### ■計画の位置付け

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定するものです。

老人福祉計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。高齢者の生活全般に係る計画であるため、本村における取組の継続性を保てるように、上位計画である「第5期西興部村総合計画」との整合を図りつつ、他の部門計画との整合性を確保します。

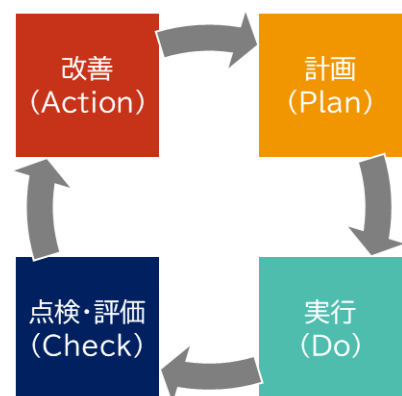
### ■計画期間

計画期間は法に基づき令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間となります。計画期間最終年度にあたる令和8(2026)年度に、次期計画に向けた見直しを行います。

### ■計画の推進体制

計画(PPLAN)・実行(DO)・評価(CHECK)・改善(ACTION)のPDCAサイクルにより管理し、社会状況の変化や新たな国の施策の動向により、柔軟に見直しを行います。

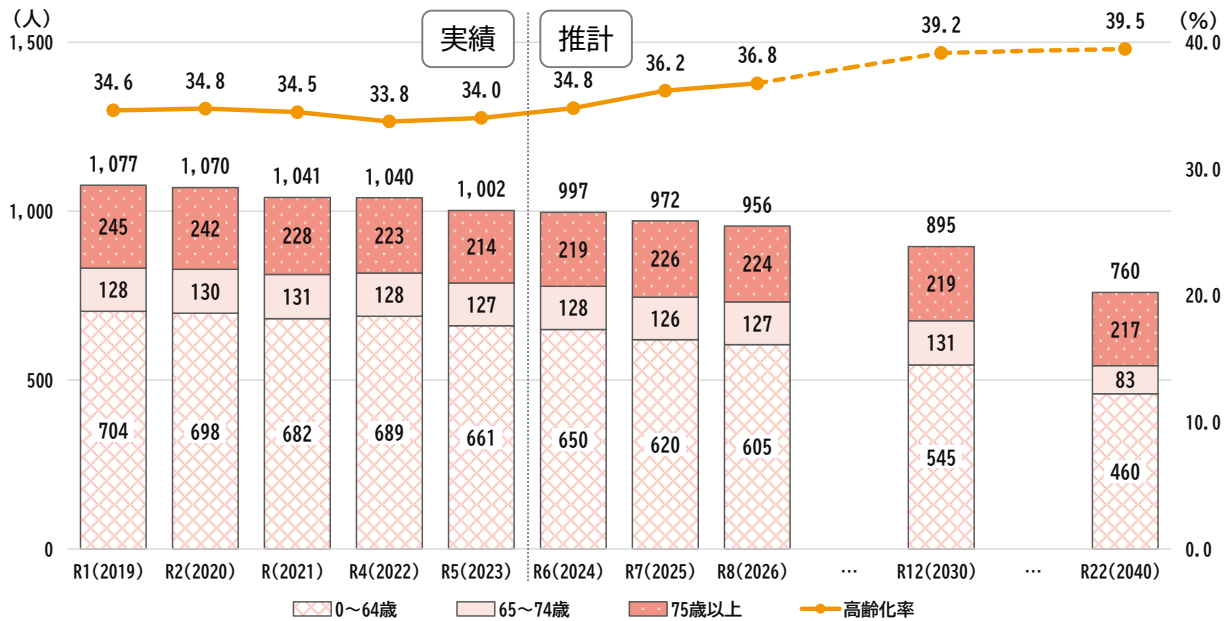
また、本計画は、高齢者の生活全般に係る計画であり、介護・福祉・保健・医療・教育・生活環境等多岐の分野にわたるため、庁内の推進体制を整備し、計画の進捗状況の管理と情報の共有化を図るとともに、各所管の責任や役割を認識し、関係課、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。



# 高齢者の状況

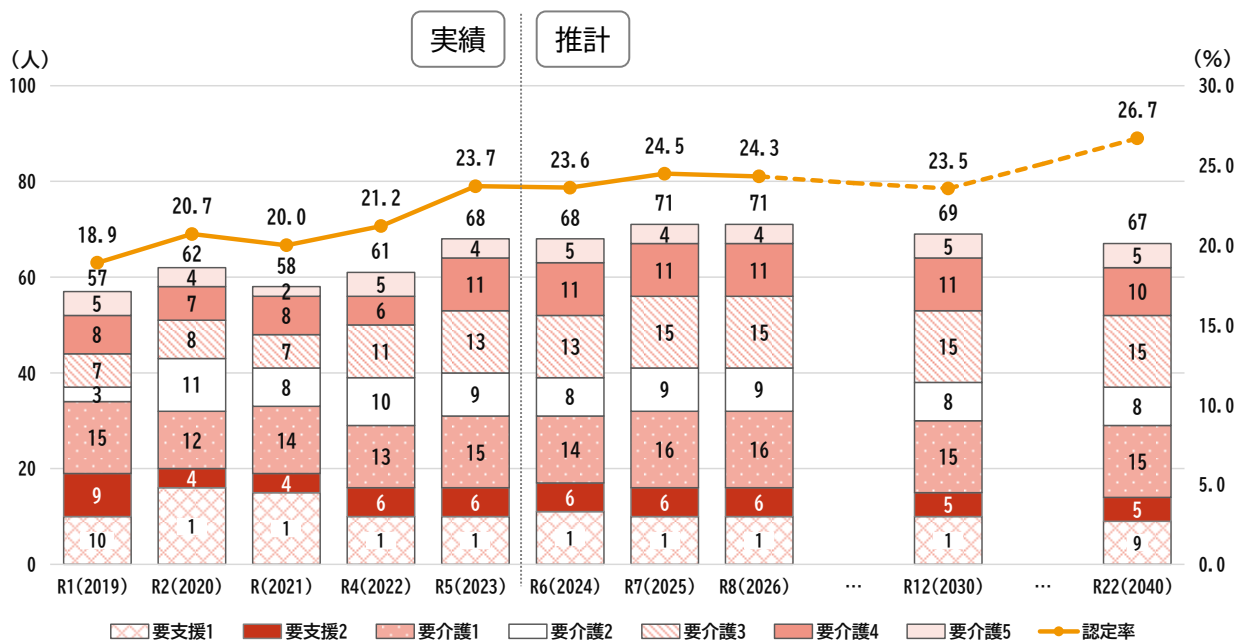
## ■人口・高齢者数の現状と推計

本村の総人口は、令和5(2023)年9月末現在で1,002人となっており、65歳以上人口(高齢者人口)は341人、高齢化率は34.0%となっています。総人口は減少傾向、高齢化率は増減を繰り返しながら横ばいとなっています。



## ■要支援・要介護認定者数の現状と見込み

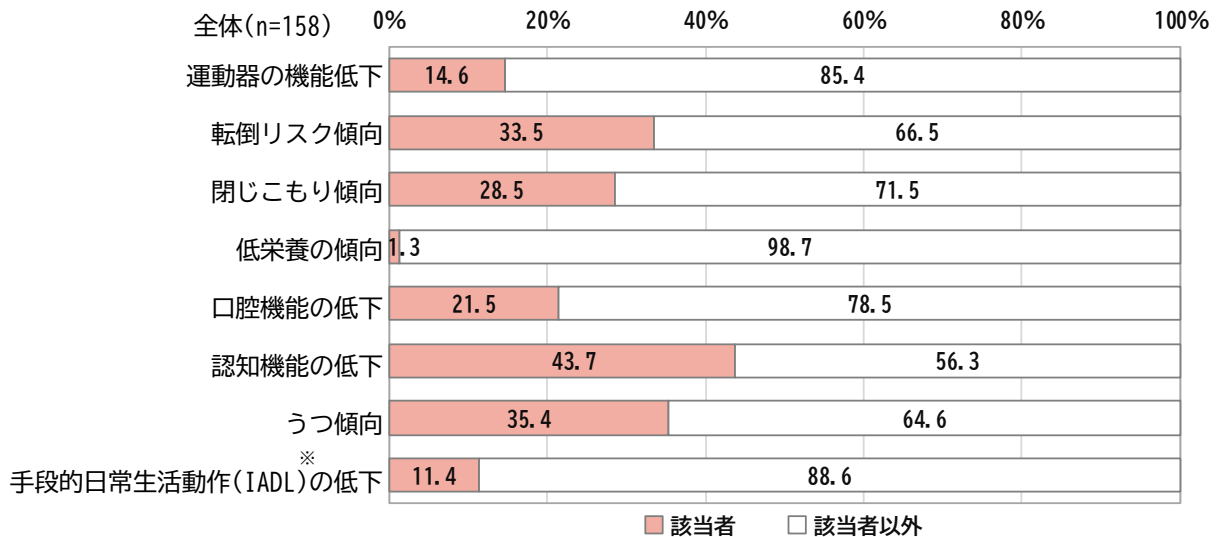
要支援・要介護認定者数は、令和5(2023)年9月末現在で68人、認定率は23.7%となっており、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。また、令和2(2020)年に要介護2が急増し、以降はおおよそ横ばいで推移しています。



## アンケート結果

### ■各種リスクの現状

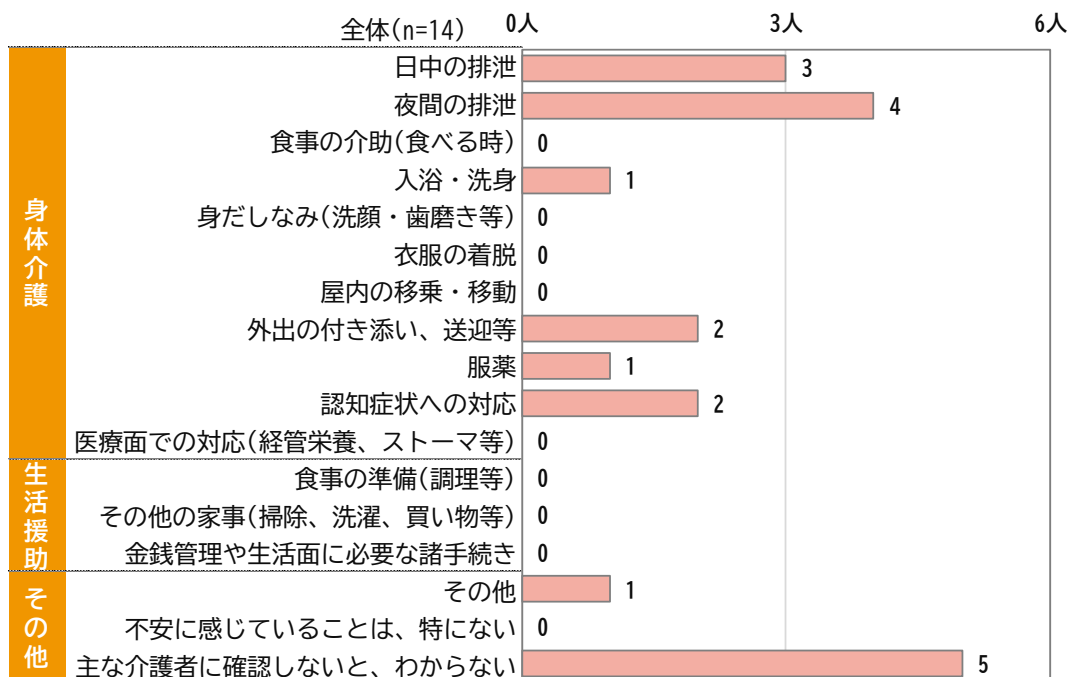
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答から、要介護状態になるリスクについて、判定を行いました。本村では、「認知機能の低下」に該当する人の割合が43.7%と最も高く、次いで「うつ傾向」が35.4%、「転倒リスク傾向」が33.5%となっています。



※手段的日常生活動作 (IADL) : 買い物や家事などの日常生活における単純な動作とそれに伴う判断ができるかどうかを表す指標。

### ■介護者の不安

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じていることについて、家族・親族からの介護が「ある」と回答した人14人のうち4人が「夜間の排泄」、3人が「日中の排泄」としています。



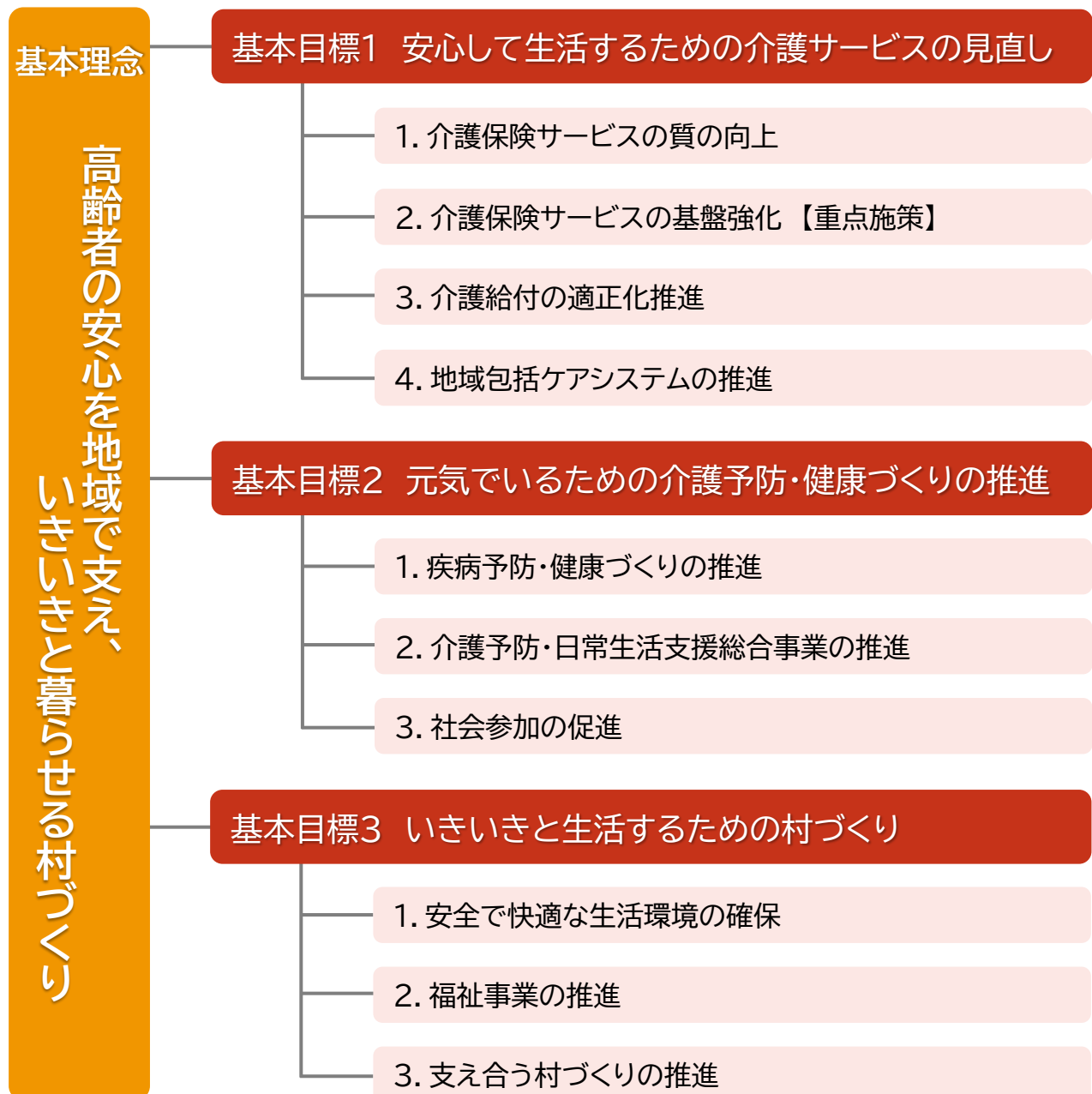
## 基本理念

本計画では、今期計画中に迎える、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、本村の最上位計画である「第5期西興部村総合計画(令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)との調和を図りつつ、基本理念を「高齢者の安心を地域で支え、いきいきと暮らせる村づくり」と定めます。

### 基本理念

高齢者の安心を地域で支え、  
いきいきと暮らせる村づくり

## 計画の体系





介護が必要になったときに受けられる介護サービスは、可能な限り住み慣れた地域で生活できるように提供されるものです。現状、本村では利用できないサービスもありますが、利用できるサービスを再編し、村の実情に合わせた介護サービスの提供を推進しています。

### 1. 介護保険サービスの質の向上

- (1)居宅介護サービスの維持と見直し (2)施設サービスの維持と見直し
- (3)地域密着型サービスの維持と見直し

### 2. 介護保険サービスの基盤強化【重点施策】

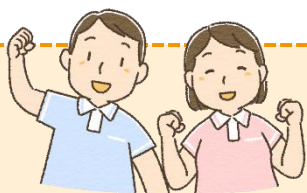
- (1)介護人材の確保と育成 (2)介護現場における業務効率化
- (3)介護サービス事業者との連携強化

### 3. 介護給付の適正化推進

- (1)適切な要支援・要介護認定の実施 (2)介護給付等費用適正化事業の推進

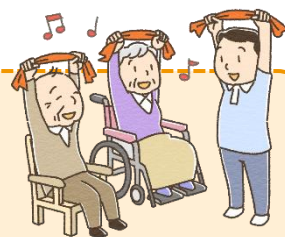
### 4. 地域包括ケアシステムの推進

- (1)地域包括ケアシステムのネットワークづくり (2)認知症施策の推進
- (3)高齢者の権利擁護と虐待防止 (4)在宅生活・家族介護への支援



◆重点施策◆

介護保険サービスの基盤強化



少子高齢化の影響による働く世代の減少により、有資格者を含めて、職員確保がより困難となっています。村も例外ではなく、他地域と比べても介護等職員確保が困難となっていることから、利用者が安心して質の高いサービスを提供することが難しくなっています。

介護サービスは、職員数の増減の影響を強く受けることから、安定したサービスを提供するための人材を確保するとともに、少ない人材を有効に活用し、効率的な事業運営に向けた取組が必要となります。

また、介護サービスの基盤強化は、医療と介護におけるサービスの質を向上させ、より効率的なサービス提供を目指す取組です。今後は、地域の介護保険サービスの運営を効率化することにより、利用者の自立支援を促進します。

## 基本目標

# 2

## 元気でいるための介護予防・健康づくりの推進



高齢化が進行する中、高齢者が自分の能力を活かして地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。また、介護予防という観点においても、社会参加や生きがいづくり、健康づくりなどの活動を地域の取組として積極的に行われることは非常に有効であり、重要となります。

### 1. 疾病予防・健康づくりの推進

(1) 疾病予防・健康づくりの推進 (2) 健康づくりの啓発

### 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 一般介護予防事業の推進 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

### 3. 社会参加の促進

(1) 生きがいづくりと地域住民との交流の促進 (2) 高齢者の雇用、就労支援

## 基本目標

# 3

## いきいきと生活するための村づくり



高齢者がいきいきと暮らすためには、近隣に医療機関や介護を受けられる施設があり、日々の生活を送る上で、病気やケガをしたときに支えてくれる、困ったときに相談にのってくれるなど、さまざまな支援をしてくれる地域とのつながりや暮らしやすい環境づくりが必要です。

### 1. 安全で快適な生活環境の確保

(1) 人にやさしい村づくりの推進 (2) 移動・交通対策の充実 (3) 防災・防犯対策の充実

### 2. 福祉事業の推進

(1) 在宅福祉事業の推進 (2) 福祉施設の充実

### 3. 支え合う村づくりの推進

(1) 福祉意識の形成 (2) 地域福祉活動の体制づくり

## 介護保険料

第9期計画における介護保険料の算出は以下の通りとなります。



第9期計画期間における所得段階ごとの保険料(年額)は、以下の通りとなります。

【所得段階別被保険者数・保険料(年額)】

保険料段階	第9期計画期間(R6~R8年度)	
	保険料率	保険料(年額)
第1段階	0.455 (0.285)	31,600円 (19,800円)
第2段階	0.685 (0.485)	47,600円 (33,700円)
第3段階	0.690 (0.685)	48,000円 (47,600円)
第4段階	0.900	62,600円
第5段階	1.000	69,600円
第6段階	1.200	83,500円
第7段階	1.300	90,400円
第8段階	1.500	104,400円
第9段階	1.700	118,300円
第10段階	1.900	132,200円
第11段階	2.100	146,100円
第12段階	2.300	160,000円
第13段階	2.400	167,000円

( )内は公費  
軽減後の割合  
及び金額

※保険料(年額) = 基準月額(5,800円) × 12カ月 × 保険料率

西興部村  
高齢者保健福祉計画  
第9期介護保険事業計画

発行  
西興部村  
住民生活課

住所: 〒098-1501 北海道紋別郡西興部村西興部100番地  
電話: 0158-87-2114(課直通) FAX: 0158-87-2777  
メール: ni.kaigohoken@vill.nishiokoppe.lg.jp